

【メルマガ1月号】領事出張サービス（アリススプリングスとユラーラ）、新型コロナウイルス関連情報、防犯対策〇×クイズ：詐欺編、日本文化関連行事（展覧会）、日本人子女のための日本語教育オンラインセミナーほか

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第194号（2021年1月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事からの新年のご挨拶・総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS
- 2 領事情報
 - (1) 領事出張サービスの実施見込みのお知らせ（北部準州アリススプリングス及びユラーラ）
 - (2) 新型コロナウイルス関連情報
 - (3) 在留届と「たびレジ」に関するお願い
 - (4) 在外選挙人名簿への登録
- 3 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：詐欺編）
- 4 インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』
- 5 日本文化関連行事（展覧会）
- 6 日本人子女のための日本語教育（保護者・教師向けのオンラインセミナー）
- 7 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集
- 8 2021年度 JPO 派遣候補者選考試験（JPO 試験）説明会のお知らせ
- 9 休館日のお知らせ（2021年1月及び2月）

1 総領事からの新年のご挨拶・総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS

(1) 総領事からの新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。年末年始には NSW 州内、特にシドニー大都市圏内でコロナ規制が強化され、多くの皆様のご苦労されたことと思います。当館としても、迅速かつ正確な情報提供をはじめ、在留・渡航邦人の安全と安心の確保を第一に、日々の仕事に取り組む所存です。

この総領事館メルマガには、皆様のご参考になるような情報を、なるべく読みやすい形で引き続き掲載していきたいと考えております。ご意見やご質問がありましたら、お気軽に当館までご連絡ください。

日豪プレスの新年度に、私からの新年の言葉と対談記事が掲載されましたので、よろしければご覧ください。本年もよろしくお願い申し上げます。

○新年の言葉

https://nichigopress.jp/interview/newyear_spe/202153/

○対談記事「世界に貢献する強い日本をつくるために」

<https://nichigopress.jp/interview/biz-interview/202241/>

(2) 総領事通信ウェブ掲載

○第31回 オーストラリアで日本語を使う子どもを育てる (2020年12月18日掲載)

オーストラリアには、103,638名の在留邦人がいます(内訳は、長期滞者44,712名、永住者58,926名)。日本に戻る予定のない在留邦人の子どもたちも含めた日本語教育のあり方について、当館や国際交流基金、日本語補習校や教育研究者による最新の取組をご紹介します。子どもたちが日本語を楽しく学んで使い、日本とつながることができるよう、当館も後押ししていきます。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_31newsJ.pdf

○第30回 NSW州の主要地方都市：日本とのビジネス交流を推進するために (2020年12月4日掲載)

紀谷昌彦総領事は2020年11月16日～20日、ウーロンゴン市、ニューカッスル市及びセントラルコースト市を訪問しました。ニューカッスル市では、山口県宇部市との姉妹都市40周年記念日(11月21日)の直前にヌアタリ・ネルメス市長を表敬しました。また日本とのビジネスや交流関係者と会合した他、日本語教育を活発に行う各地の高校を訪問しました。日豪間の相互理解や信頼関係は、長年のビジネスや都市間・学校間の交流に支えられています。当館はこのような関係を大切に、支援していきます。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_30newsJ.pdf

(3) 総領事館公式 SNS：日本関連行事、新型コロナウイルス最新情報更新中

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の観光情報の他、新型コロナウイルスに関する最新情報も発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

(紀谷総領事公式 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(総領事館公式 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

(総領事館公式 Instagram)

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

2 領事情報

(1) 領事出張サービスの実施見込みのお知らせ(北部準州アリスプリングス及びユラーラ)

2021年3月以降(日時未定)、新型コロナウイルスによる制約次第ではありますが、北部準州アリスプリングス及びユラーラにおいて領事出張サービスの実施を検討しておりますので、予めお知らせします。NT州のNSW州からの入境制限が解除されるなど出張サービス実施の見込みが立った段階で、日程や実施場所についての詳細をあらためて領事メールでお知らせいたします。

【対象者】 北部準州に在住されている方

【実施内容】

- ・新旅券の交付(事前に当館に申請手続きをされた方に交付いたします。)
- ・在外選挙人登録申請の受付
- ・在留証明の交付および署名証明申請の受付(事前に申請手続きが必要です。)
- ・戸籍の届出(事前に当館にて確認した方の書類をお預かりします。)
- ・在留届(転居届・帰国届)の受付
- ・各種相談

(2) 新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルスに関する、年末年始のトピックス情報は以下のとおりです。

○12月15日(火)、全日空は、シドニー・羽田線を2021年3月1日(月)まで週5便で継続して運航すると発表しました。

○12月9日(水)以降、豪州へ入国または乗り継ぎを希望する全ての者(豪州人及び永住者含む)に対し、オーストラリア渡航申告書(Australia Travel Declaration)の提出が義務付けられました。

○日本政府は、英国で確認された新型コロナ変異種が豪州でも確認されたことを受け、12月26日(土)以降本邦に到着する場合、到着時に空港での新型コロナウイルス検査が義務づけられることになりました。

○日本政府は、水際対策強化に係る新たな措置を導入し、これにより12月28日(月)から明年1月末までの間、豪州を含む全ての国・地域からの外国人の新規入国の原則拒否等を決定しました。

○豪州から帰国する日本人については、12月30日(水)から明年1月末までの間、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明が必要となります。検査証明を提出できない方に対しては、検疫所長の指定する場所で14日間待機することを要請されますので、ご注意ください。

○北部準州(NT)政府は、1月1日(金)0時1分以降、NSW州内のシドニー大都市圏を感染多発地域(ホットスポット)に追加指定すると発表しました。これらの地域にいたことが

ある人が NT に入州する場合は、入州後 14 日間の NT 政府指定施設での強制隔離が義務となります（費用は 1 人 2,500 ドル）。

○NSW 州政府は、1 月 2 日（土）深夜（24 時）以降、シドニー大都市圏（ウーロンゴン、セントラルコースト、ネピアン・ブルーマウンテン地域を含む）の屋内施設内（スーパーマーケットを含む商業施設、公共交通機関、映画館・劇場等の屋内娯楽施設、礼拝所）ではマスクの着用が義務付けられます。また、レストラン等接客業の店舗（hospitality venues）及びカジノの従業員にも、マスクの着用が義務付けられます。違反者に対しては 1 月 4 日（月）以降、1 人あたり 200 ドルの即時罰金が課されます。なお、12 歳以下の子供についてはマスクの着用義務は免除されますが、できる限りの着用が推奨されます。

○1 月 2 日（土）深夜（24 時）以降、シドニー大都市圏におけるジムのクラス、礼拝所、結婚式・葬式会場、屋外公演及び集会の最大収容人数の制限が強化されます。また、礼拝所及び結婚式・葬式会場では、4 平方メートル規則も合わせて適用されます。ナイトクラブの営業は禁止となります。

○NSW 州で新型コロナウイルスの市中感染が継続している状況を受けて、他州は NSW 州との州境規制を強化しています。NSW 州から他州を訪問予定の方は州境規制に関する最新情報にご注意ください。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules/border-restrictions#going-interstate-from-nsw>

（3）在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に 3 か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3 か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下 URL よりご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

（4）在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満 18 歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、

登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。当館にて登録申請をされる場合、3か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに2か月程度を要します。選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

3 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：詐欺編）

新年あけましておめでとうございます。今月の〇×クイズ方式による防犯対策コーナーは、新型コロナウイルス流行以降深刻化している詐欺についての問題です。自分はだまされないと思っているあなた、全問正解できるかどうか、ぜひチャレンジしてみてください。

（問1）息子から「生活費が足りないので口座にお金を振り込んでほしい」とメールが来たため、念のため本人であることを確かめてから送金した。

（問2）大手百貨店から、「商品の購入代金が未納であり、このままでは裁判となる」とされたメールが届いたが、全く心当たりがないので、メールに記載されていた電話番号にかけて真偽を確認した。

（問3）国税庁（ATO）の職員を名乗る者から「税金が未払いであり、早期に支払わないと追徴金が課せられる」との電話があったことから、指定の口座にお金を振り込んだ。

（問4）Facebook で知り合った米国人兵士を名乗る者と1年間メールでやりとりするうちに交際に発展したところ、相手から「君と結婚したいが、退役し日本に行く費用がない」と打ち明けられたため、渡航費用を相手の口座に振り込んだ。

（問5）Gumtree で出品されていた自転車を落札し、代金を指定の口座に振り込んだ。

（問6）有名ブランドの商品が50%割引で販売されているオンラインショップを見つけたところ、購入者レビューのほとんどが「良い取引ができた」などのコメントであったため、当該ショップを利用した。

（問7）商品の決済方法が iTunes カードであったことから、取引を中止した。

（問8）友人から Facebook のメッセージで、「これに登録すれば有料アニメが無料で閲覧できる」として、サイトのリンクが送られてきたので、これをクリックし、案内されるまま Facebook の ID とパスワードを入力した。

それでは解答です。

（問1）〇～お金を振り込む場合、意図した本人からの要求であるかどうかを必ず事前に確

認してください。ただし、最近では犯人が身内であることを装い、連絡先が変わったとして登録の連絡先を変更させた後に犯行に及ぶ事例もあることから、設問の場合は、この種詐欺の可能性も考慮して本人確認を行ってください。

(問2) ×～実在する企業の記載があるからとして、この種の通知は安易に信用せず、真偽の確認のため電話する場合は、必ず電話番号案内サービスなどを活用して電話番号を確認してください。

(問3) ×～「ATO 詐欺」と呼ばれる設問のものは当地で非常に多い詐欺の形態です。最近では自動音声で折り返しの電話を要求するなどの手法により本物と誤信して被害に遭うケースが急増していますのでご注意ください。

(問4) ×～「ロマンス詐欺」と呼ばれる設問のものは、1年以上の長期間をかけて信頼関係を築くものもあり、交際期間が長いからといって、オンライン上の相手に送金しないようにしてください。また、中には「自分の資産をあなたに譲るために手数料が必要である」として金銭を要求するものもあるため、注意が必要です。

(問5) ×～Gumtree は当地最大のクラシファイド掲示板であり、ここでの個人売買は日常的に行われていますが、中には商品代金だけ先取りしその後音信不通となるケースが後を絶ちません。

(問6) ×～購入代金だけを持ち逃げするオンラインショップ詐欺を見抜く方法として、購入者レビューの参照もその1つですが、それにとどまらず、「日本語が不自然」「フリーメールの使用」「購入代金は前払いのみ」などのショップは詐欺である可能性が高く、この点にも注意しましょう。また、不自然に安価である場合は最初から詐欺を疑ってかかるようにしてください。

(問7) ○～詐欺の犯人は、設問の iTunes カードのほか、電信送金やプリペイドカード、さらには Google Play や Steam、ビットコインなどの仮想通貨で支払いを要求することがあり、このようななじみのない決済方法で支払いを要求する場合は詐欺の可能性が高いと思われるので、ご注意ください。

(問8) ×～他人の Facebook や LINE などの SNS アカウントを乗っ取った犯人が、設問のように友人を装ってメッセージを送信し個人情報を取得するタイプのフィッシング詐欺が流行していますので、友人からのメールだからといって安易にリンクをクリックしたり、ID やパスワードを入力したりしないようにしましょう。

いかがでしたでしょうか。詐欺に関する相談は当館に多く寄せられるものの1つであり、用心深い邦人の方でも被害に遭うケースがあります。当館では詐欺対策に関する情報をまとめてホームページの「犯罪情勢」コーナーに掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_hanzaijousei.html

※NSW州の統計によると、最近一部地域において強姦被害が急増しております。皆様におかれましては、以下のリンクを参考にしつつ、夜間における一人歩きを控える、人通りの少ない道を避けるなどの対策を心がけていただくようお願いいたします。

○発生状況に関する参考資料～海外安全対策情報（令和2年10月～12月期）

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/safety_information/R2\(10~12\).pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/safety_information/R2(10~12).pdf)

○対策に関する参考資料～防犯対策〇×クイズ（路上強盗編）

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/rojougoutou_marubatsu.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/rojougoutou_marubatsu.pdf)

4 インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』

当館のインスタグラムにて、インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』（英語）を配信しています。原則、毎月ゲストを招いて日本やオーストラリアにおける日本文化についてお話を伺い、ライブ配信を行っています。次回配信は2月の予定です。『J-Syd InstaLive』ページはこちらです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/culture_instalive.html

5 日本文化関連行事（展覧会）

○展覧会『Hiroshi Nagai: Paintings for Music』

イラストレーター永井博氏による展示『Hiroshi Nagai: Paintings for Music』が国際交流基金にて開催されています。

永井氏のオリジナル作品の他、永井氏が手掛けた日本や世界のレコードジャケットが展示されています。

【日程】2020年9月25日（金）～2021年1月23日（土）

【会場】国際交流基金（Level 4, Central Park, 28 Broadway, Chippendale NSW 2008）

【料金】無料

【主催】国際交流基金

<https://jpf.org.au/events/hiroshi-nagai-paintings-for-music/>

ウェブサイトから、展覧会オンラインカタログもご覧いただけます。

6 日本人子女のための日本語教育（保護者・教師向けのオンラインセミナー）

（1）JF-UNSW 共催オンラインセミナーシリーズ

国際交流基金では、NSW大学と共催にて、日本人子女のための日本語教育をテーマに、保護者や教師を対象としたオンラインセミナーを実施しています。

○シリーズ第3回「オーストラリアで生きる『日本とつながりのある子どもたち』のこたばの力について考える」

複言語・複文化環境下の子どもたちにとっての家庭言語の役割や意味、そしてその言語との向き合い方について考えます。

【講師】三輪聖氏（テュービンゲン大学専任講師）

【日時】2021年2月27日（土）16:00-18:00（AEDT）

【予約】1月27日（水）から以下のページで受付開始（後日VOD視聴も可能です）

<https://jpf.org.au/events/>

※既実施分はVODにて視聴可能です。

○シリーズ第2回「オーストラリアで『移動する子ども』を考える」（12月4日開催分）

講師：川上郁雄氏（早稲田大学教授）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-dec-2020/>

○シリーズ第1回「オーストラリアで日本語話者を育てることを考える：NSW州調査の結果より」（10月24日開催分）

講師：トムソン木下千尋氏（NSW大学教授）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-oct-2020/>

（2）関連ウェブサイトのご紹介

○全豪日本語繫生語調査アンケートリンク（1月31日（日）まで）

保護者のみなさま、先生方、学校や習い事の運営に携わっている方々の声をお寄せください。

<https://tinyurl.com/KeishogoNihongoSurvey>

○Facebookグループ「オーストラリアで日本語を使う子どもを育てる」

上記（1）のセミナー内でトムソン先生が紹介されているFacebookグループです。

<https://www.facebook.com/groups/735510927090013/>

○国際交流基金図書館所蔵の継承語関連図書リスト

<http://bit.ly/jpfsylib-language>

7 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集

当館管轄地域にある以下の学校では、日本語教師を募集しています。日本語補習授業校・日本語学校は、当地の日本人の子どもたちの日本語教育に大きく貢献されていますが、新型コロナウイルスの影響で多くの日本人の短期滞在者が帰国し、日本人のオーストラリアへの入国が困難になっている中、日本語教師がなかなか見つからないとのこと。ご関心のある方は、以下の学校のリンクをご参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○ノースショア日本語学校

<https://www.jams.tv/classifieds/jobs/16222>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.jp/clubofsydney.org/recruitment/>

8 2021 年度 JPO 派遣候補者選考試験（JPO 試験）説明会のお知らせ

外務省国際機関人事センターは、国際機関を目指す 35 歳以下の若手の日本人を対象に、JPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）派遣候補者選考試験（JPO 試験）説明会を、以下の日程で開催予定です。ご関心のある方は奮ってご参加下さい。また、2021 年度選考試験の応募資格、選考方法、応募方法等の詳細については、下記の人事センターのウェブサイトおよび SNS をご参照ください。

【主催】外務省国際機関人事センター

【日時】1 月 23 日（土）及び 2 月上・中旬

【方式】オンラインにて実施予定（詳細は追って下記の人事センターウェブサイトおよび SNS にて告知予定）

【リンク】

○外務省国際機関人事センターウェブサイト

<https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/index.html>

○同 Facebook

<https://www.facebook.com/MOFA.jinji.center/posts/3590895384339938>

○同 Twitter

<https://twitter.com/MOFAjinjicenter/status/1346705344467091456>

※JPO 派遣制度は、1961 年の国連経済社会理事会決議により設けられた、各国政府の経費負担を条件に、国際機関が若手人材を受け入れる制度です。外務省では、1974 年から同制度による派遣を開始し、将来的に国際機関で正規職員として勤務することを志望する 35 歳以下の若手の日本人を原則 2 年間、各国際機関に職員として派遣しています。JPO は派遣期間中に知識・経験を積み、国際機関への就職活動を行うことによって、正規採用を得ることが期待されています。

9 休館日のお知らせ（2021 年 1 月及び 2 月）

土日及び以下の日は休館いたします。

○1 月 26 日（火）オーストラリア・デー

○2 月 23 日（火）天皇誕生日

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html